

課外活動における新型コロナウイルス感染防止対策指針

この指針は、新型コロナウイルス感染防止のため、課外活動団体が活動の際に留意すべき基本的対策を示すものである。

活動に当たっては、本指針及び関係通知等を遵守した上で、活動を行うこととする。

【活動前の準備】

- (1) 感染予防のため実施すべき事項や遵守すべき事項について、あらかじめ団体内で情報共有を行うこと。
- (2) 活動に関連する団体（学連やリーグ等）から、活動を行う際の指針等が示されている場合は、本指針とともに遵守すること。
- (3) 団体内で感染が確認された場合、保健所や大学から行動履歴等を確認することがあるため、緊急連絡網を構築し、取りまとめ役となる学生2名の連絡先を担当係に知らせること。

【日常的な健康管理】

学生各人が日常的な健康管理を実施し、自主的に健康管理の習慣を身に着けること。

「大学への登校に係る新型コロナウイルス感染予防対策について」（以下「予防対策について」という。）に基づき、「健康管理表」または、「健康日記」アプリを使用して日常的に健康管理を行うとともに、課外活動を含めた日々の生活行動を「行動記録表」により日頃からの行動についても記録するように努めること。なお、団体内で感染者（疑いを含む）が確認された場合は、他の部員等の感染・濃厚接触の有無等を確認するため、団体内の全員からこれらの記録の提出を求めることがある。

（大学への登校に係る新型コロナウイルス感染予防対策について）

<https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/img/fe9b6bec976387028243985441eb4763.pdf>

（「健康日記」アプリのダウンロードHP）

<https://htech-lab.co.jp/products/kenkounikki.html>

なお、次の事項に留意すること。

- (1) 直近14日以内で、発熱等の風邪症状がないこと。
- (2) 課外活動前に体温を測定しておくこと。発熱等の風邪症状がみられる者は、参加できない。
- (3) 新型コロナウイルス感染症が陽性とされた人との濃厚接触があった者は、参加できない。
- (4) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる者は、参加できない。
- (5) 政府が示す入国後の自宅待機期間が経過していない者と濃厚接触がある者は、参加できない。
※「入国後の自宅待機期間の変更等について」（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html

【感染予防対策】

感染予防に関する正確な知識を習得し、団体内で予防意識を高めて、実際に適切な予防行動がとれるように徹底すること。

- (1) 活動中及び、活動前後の感染予防対策
 - ・ 密集を避けるなど、活動内容について工夫を施すこと。
 - ・ 活動を行う日は、事前に必ず「感染防止対策チェックリスト」（別紙3）及び「課外活動団体記録簿」（別紙4）を記入し、保存（1か月以上）しておくこと。なお、これらは、団体内で感染者（疑いを含む）及び濃厚接触者と特定された者（以下「感染者等」という。）が確認された場合は、他の部員等の感染・濃厚接触の有無等を確認するため、記録の提出を求めることがある。

- ・ 活動の前後は、普段よりも手指の洗浄（石けん（※）を用いることが望ましいが、流水でもよい。）あるいは、消毒（消毒用アルコール）を行う等、清潔を保つこと。
※液体石けんが望ましい。固形石けんを使用する場合は共有をしないこと。
- ・ 活動の際、身体的距離（半径2m、ソーシャルディスタンス）の確保を徹底すること。
- ・ 活動中は、飛沫感染に留意し、近距離での必要以上に大きな声での会話や応援等を行わないこと。また、大声での発声や歌唱を伴う活動は特に注意をし、十分な距離をとって行うこと。
（参考：[合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン](#)（（一社）全日本合唱連盟））
- ・ 活動中に、唾や痰を地面に吐く等の行為はしないこと。
- ・ 水分補給を行う際には、ボトルなどの回し飲みはしないこと。
- ・ 人との距離が十分に確保されている場合においては、活動中のマスク着用は本人の判断によるが、ミーティング、更衣、運動用具の整備、移動等の際には、マスクを着用すること。なお、マスク着用により十分な呼吸ができないことによる身体への影響の可能性があることや熱中症などに留意すること。
- ・ 対外試合や学外団体との共同活動の際は、活動に関連する団体等から活動を行う際の指針等が示されている場合は、この指針とともにこれを遵守すること。また、「対外試合・大会参加届」、「課外活動団体における感染防止対策」（別紙2）及び各競技団体が作成するガイドラインを必ず**2週間前までに**担当係に提出すること。また、移動中の感染症対策、参加の条件等を考慮した課外活動団体独自の感染防止対策を作成し担当係の承認をうけること。なお、学内への入構制限期間中は、外部者を招いての試合等の開催は認められない。
- ・ **活動に伴う会食は絶対に行わないこと。**
- ・ 長時間の集団での移動、宿泊を伴う活動は、担当係にて個別状況を確認し判断するため、相談すること。

（2）課外活動施設（体育館等）及び部室の利用、環境

- ・ 定員の制限
当面の間、密を避けるため課外活動施設及び部室の定員を制限する。
- ・ 換気
課外活動施設では、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと。
- ・ 使用後の清掃
課外活動施設を使用した場合は、床の清掃、ドアノブ等を消毒（消毒用アルコールを使用（※）する等して清潔を保ち、感染防止に努めること。（掃除の際は、マスク・手袋を必ず着用すること。）

なお、課外活動施設及び部室の使用について、担当係等が見回り、確認等を行い、不適切な活動が確認された場合は、当面の活動を中止とすることがある。

（3）その他課外活動に付随する感染予防対策

- ・ 更衣室、ロッカールーム、シャワールーム等の共用エリアは極力使用しないこと。共用エリアを使用する場合には、3つの密（密閉、密集、密接）を避け時間差利用、身体的距離の確保、常時換気、会話の禁止等、感染予防に努めて、使用した場所の消毒を行うこと。
- ・ 共用の設備・用具を使用する際は、不必要な使い回しをしないこと。使用前後に手指洗浄をし、使用した部分の消毒（消毒用アルコールを使用（※））もできるだけこまめに実施すること。
- ・ タオル、ウォーターボトル、制汗剤等の共用はしないこと。
- ・ 部室、更衣室では、食事をしないこと。
- ・ 使用済みのマスクを処分する際には、他人に触れないように、ビニール袋などに入れて密閉してから廃棄すること。

※代替品も可（参考：[経済産業省HP「新型コロナウイルス対策：ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」](#)）

【感染者や感染疑いが発生した場合の対応】

- （1）次のいずれかに該当する場合は、直ちに活動を中止し自宅待機の上、担当係へ報告し、指示を受けること。

- ・ 団体内に感染者等がいることが確認された場合。
- ・ 直近14日以内に対外試合や共同活動を実施した相手の団体等に感染者等がいることが判明した場合

(2) 団体内に感染者等がいることを確認した場合、当該部員は活動には参加せず、別途「コロナウイルス予防対策について」に基づき、当該部員本人が直ちに担当係に原則として電話により連絡し、指示に従うこと。

【顧問教員等の対応】

- ・ 部内で情報共有を図り、感染リスクを低減させる措置を講じること。
- ・ 感染者等が発生した場合に、該当学生の情報が遅滞なく大学に届くよう、部内（学生同士・学生と顧問教員間）の連絡体制（緊急連絡網の作成）と課外活動団体と大学との連絡体制（連絡窓口学生は主担当の他に副担当）を構築すること。

なお、連絡窓口学生の連絡先は、活動を開始する前に担当係に提出すること。

上記、いずれかに従わない場合は、当面の間課外活動の許可を取り消すことがある。

【連絡先（平日 8:30～18:00）】

品川キャンパス

学生サービス課学生生活係 TEL：(03)5463-0433 メール：g-gaku(at)o.kaiyodai.ac.jp

越中島キャンパス

越中島地区学生支援係 TEL：(03)5245-7316 メール：e-gaku(at)o.kaiyodai.ac.jp

※メールを送信する際には(at)を@に変えてください。

【感染時等連絡先（上記時間帯以外、緊急時）】

品川キャンパス（守衛所）TEL：03-5463-0376

越中島キャンパス（守衛所）TEL：03-5245-7323